

# 第1回

## 九頭竜川自然再生計画検討会

平成19年6月8日

国土交通省 近畿地方整備局  
福井河川国道事務所

## 九頭竜川自然再生計画の策定

【九頭竜川水系河川整備基本方針(平成18年2月14日策定)】

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針  
河川の整備の基本となるべき事項



【九頭竜川水系河川整備計画(平成19年2月15日策定)】

戦後最大規模の洪水を対象とした治水対策  
河川環境の場の整備と保全に関する事項  
河川管理に関する事項  
河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 等々



【自然再生事業】

河川環境の保全を目的とし、流域の視点から「川のシステム」を再生・健全化する河川事業  
砂礫河原環境の保全や再生 水際環境の保全や再生 生物移動の連続性



【自然再生計画】

自然の復元力を活用したシステム  
の再生を目指す計画

助  
言  
指  
導

九頭竜川自然再生計画検討会

学識経験者・地元住民

# 規約(案)について

## 「九頭竜川自然再生計画検討会」規約(案)

(名称)

第1条

本会は、「九頭竜川自然再生計画検討会」(以下、「検討会」という)と称する。

(目的)

第2条

本検討会は、九頭竜川、日野川の直轄区間における「九頭竜川自然再生計画」の策定にあたり、各種検討事項について助言・指導することを目的とする。

(検討事項)

第3条

検討会は、当該地の状況を踏まえ、次の事項の検討を行うものとする。

- 水際環境の保全・再生
- 砂礫河原の保全・再生
- 生物移動の連続性

(検討会)

第4条

検討会は、各分野に詳しい学識経験者や専門家で構成する。

2. 検討会の構成員は別表による。
3. 検討会の構成員は、必要に応じて追加できるものとする。
4. 座長は構成員の互選により選任する。

(座長)

第5条

座長は、会議の議長となり、議事を整理する。

座長がやむを得ずその職務を遂行できない場合は、座長が指名する構成員が職務を代行する。

(任期)

第6条

座長及び構成員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(検討会の公開)

第7条

検討会は、原則的に公開とし、その公開方針は別紙によるものとする。

(事務局)

第8条

事務局は、国土交通省福井河川国道事務所調査第一課におく。

(開催)

第9条

検討会は、座長が必要に応じて召集し開催する。

(雑則)

第10条

この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

## (1) 検討会の公開等

(別紙)

### 「九頭竜川自然再生計画検討会」情報公開(案)について

#### 1. 会議資料の公開

- 1) 会議資料については、原則的に公開とする。
- 2) 会議資料の公表は、ホームページ及び福井河川国道事務所調査第一課において閲覧できるものとする。
- 3) 会議資料において、公表できない資料(例えば貴重種の生息場所が特定できる資料)などは公表しない。

## 2. 議事録の公開

- 1) 議事録は、議事骨子及び議事詳録を公表する。
- 2) 議事録の公表に当たっては、プライバシー保護に配慮するとともに、検討会の責任において行う。
- 3) 議事録の公表手段は、ホームページ及び福井河川国道事務所調査第一課において閲覧できるものとする。

## 3. 一般傍聴者について

- 1) 一般傍聴者の受付については、検討会当日に、会場にて先着順に受け付ける。
- 2) 一般傍聴者の審議中の発言は、認めない。なお、審議終了後の発言の機会の取扱については、検討会座長の判断に委ねる。

## (2) 九頭竜川の現状と課題

### 九頭竜川 自然再生事業

自然再生事業予定区間



### 水際環境 保全・再生



抽水植物の繁茂する水際

### 砂礫河原再生



砂礫河原と多様な流れ

### 支川・水路 連続性再生



本川と支川・水路

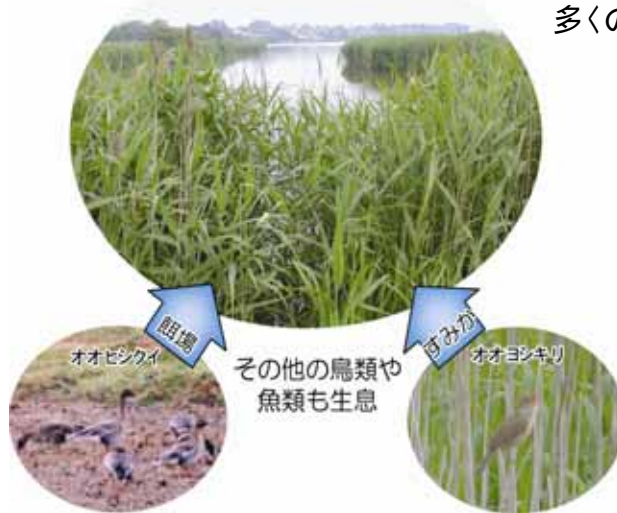
水 際 環 境 保 全 ・ 再 生

九頭竜川下流域の現状と課題

代表的な河川環境

抽水植物の繁茂する水際

多くの生き物が集まる



水 際 環 境 保 全 ・ 再 生

九頭竜川下流域の現状と課題

代表的な生物【オオヒシクイ】

大型の水鳥(ガンカモ科)

国指定天然記念物

(生息地)

冬にカムチャッカ半島から飛来  
 岸辺のマコモを餌として古くから利用

(絶滅の危機)

環境省では準絶滅危惧種に指定  
 福井県では絶滅の危機に瀕している種

(飛来数の減少)

九頭竜川河口域への飛来数が減少

九頭竜川の役割

- 重要な越冬地
- 日本最南端の越冬地である琵琶湖への重要な中継点
- 良質なマコモが生育する九頭竜川は重要な餌場



## 水 際 環 境 保 全 ・ 再 生

### 九頭竜川下流域の現状と課題

#### 近年、マコモ群落が増少

河岸の浸食等により浅場が減少  
そこに生育するヨシ・マコモ群落も減少  
オオヒシクイの餌となっているマコモは特に減少。



## 水 際 環 境 保 全 ・ 再 生

### 【目標】ヨシ・マコモ等抽水植物の生育環境を保全・再生



#### 現在の状況

河岸の浸食等により河岸が直立化

#### 整備の内容

緩やかな勾配の河岸と浅場をつくることで流れが緩く、水深の浅い水域を設置



#### 整備の効果

ヨシ・マコモ群落等抽水植物が生育

マコモを餌とするオオヒシクイ、ヨシに営巣するオオヨシキリやその他魚類等の多様な生物が生息。

## 砂 礫 河 原 再 生

### 九頭竜川中流域の現状と課題

特徴的な河川環境

砂礫河原と多様な流れ(瀬・淵)



砂礫河原特有の生き物が生息・生育  
九頭竜川らしい風景

#### 九頭竜川の風景

- ・広々とした水面と広々とした河原。
- ・昔は石がごろごろしていたが、今はヤナギ類等の植物が優占し、九頭竜川らしさがなくなった。

(住民等へのアンケートより)



## 砂 礫 河 原 再 生

### 九頭竜川中流域の現状と課題

代表的な生物【アヲレガコ】

標準和名“カマキリ”

九頭竜川のアヲレガコは特に大型(全長30cm)に成長

伝統的漁法「網戸漁」の対象魚



(生息地)

中流域の瀬の礫底に生息

河口の岩場で産卵

昭和10年に九頭竜川の中流域を「アヲレガコ生息地」として国の天然記念物に指定

## 砂 礫 河 原 再 生

### 九頭竜川中流域の現状と課題

#### 近年、砂礫河原が減少

砂礫河原の上に樹林が繁茂

連続した瀬・淵の減少

みお筋の固定化と深掘れにより瀬・淵が減少し、自然の営力だけでは復元不可能。



昭和41年



平成13年



【例】永平寺町松岡上合月地先

中州の冠水頻度の減少。

燃料としての樹木伐採がなくなった。

## 砂 礫 河 原 再 生 事 業

### 【目標】「九頭竜川らしい」と言われる砂礫河原を再生

整備前(現在)



整備後

砂礫河原再生

砂礫河原を好む植物が生育

洪水発生

砂礫や植物が流され砂礫河原が維持

実施

#### 現在の状況

土砂が堆積して樹林化が進み、砂礫河原が減少。

#### 整備の内容

必要最小限の堆積土砂の撤去等による砂礫河原の再生。

#### 整備の効果

河原上で産卵するコアジサシの繁殖場、カワラヨモギの生育場の確保。

砂礫河原の周辺に形成される瀬淵によりアラレガコやアユの生息場を確保。

九頭竜川らしい風景。

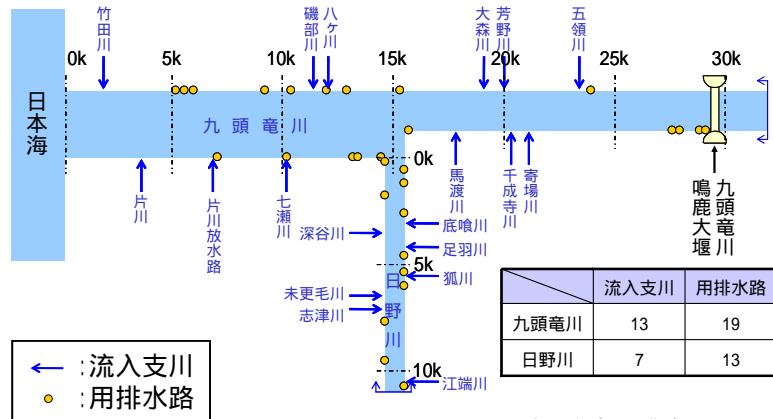


支川・水路連続性再生

九頭竜川・日野川の現状と課題

流入する支川等とのつながりの現状

(国管理区間)



H13「河川調査」より作成

支川・水路連続性再生

九頭竜川・日野川の現状と課題

本川と支川・水路が落差・水深不足により分断



本川と支川・水路の利用



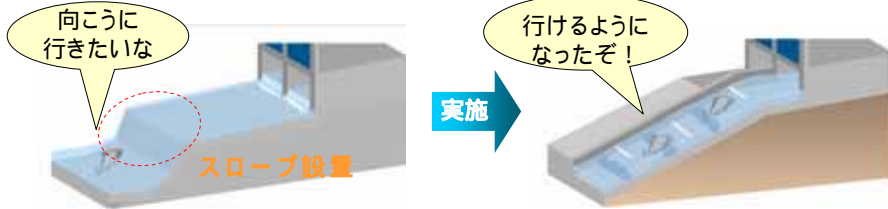
落差が大きく魚が上れません

【例】志津川

## 支川・水路連続性再生

### 【目標】本川と支川・水路の連続性を確保

図：落差による分断への対策イメージ



#### 現在の状況

本川と支川・水路との間の落差  
水深の浅いところが存在

#### 整備の内容

落差をスロープ等に改良  
水が集まるように水深の深い通り道を設置

#### 整備の効果

支川での生物の多様化

## (3) 今後の予定について

第1回検討会(6月8日)



検討会の規約・情報公開、事業概要説明

第2回検討会 現地視察会(7月上旬頃)



現地視察により事業実施区域及び状況把握

第3回検討会以降



事業実施箇所・内容検討  
モニタリング計画検討 等々

自然再生計画策定(平成20年度予定)